

令和7年第6回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和7年12月9日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年12月9日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員（12名）
- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 坂本 稔記 | 2番 南 雅彦 | 3番 山口 欣也 |
| 4番 福田 泰生 | 5番 渡邊 昌行 | 6番 谷口 和也 |
| 7番 井上 容子 | 8番 山路 善己 | 9番 前川さおり |
| 10番 中西 友子 | 12番 坪井 信義 | 13番 小林 豊 |
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
- | | | |
|--------------|----------------|-----------------|
| 町 長 辻村 修一 | 副 町 長 田間 宏紀 | 教 育 長 山村 嘉寛 |
| 会計管理者 真砂 浩行 | 総務防災課長 内山 治久 | まちづくり推進課長 中川 泰成 |
| 保健福祉課長 見並 智俊 | 税務住民課長 梅前 宏文 | 建設課長 平生 公一 |
| 産業振興課長 里中 和樹 | 教育事務局長 山下 健一 | 上下水道課長 上村 和弘 |
| 生活環境室長 松田 臣二 | 病院老健事務局長 竹郷 哲也 | 地域共生室長 山口 成人 |
| 監査委員 大西 栄 | | |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 議会事務局長 西岡 厚 | 同 書 記 福井希美枝 | 同 書 記 若宮 慎朔 |
|-------------|-------------|-------------|
- 8 日 程
- 第 1 会議録署名議員の指名
- | | |
|----------|----|
| 1番 坂本 稔記 | 議員 |
| 2番 南 雅彦 | 議員 |
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- | |
|-----------------------|
| 報告第13号 令和7年度定期監査結果報告書 |
| 報告第14号 例月出納検査結果報告書 |
| 報告第15号 議員派遣結果報告書 |
- 第 4 諒問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第 5 議案第 71 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 72 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 73 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第 8 議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第10 議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第11 議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について
- 第12 議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第83号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第84号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第6回玉城町議会定例会を開会します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和7年第6回玉城町議会定例会開会に当たりまして挨拶を申し上げます。

ご承知の通り、現在、町として進めさせていただいているところの、町制施行70周年の記念事業。或いは、地域を活性化していくための、いろんなイベントに於きましては、地域の皆さん方はじめ、特に、若い皆さん方が大変、主体的に取り組んでいただいており、素晴らしいことだと思っておる次第であります。

また、玉城町として特別に関係の深い村山龍平翁のご関係で、朝日新聞社、そして、香雪美術館が、特別に玉城町のためにご協力をいただいた。これからも、町としては、

このいい関係を大事にしていくことが重要だと、こんなふうに思っておるわけであります。そして、まちづくりの、いちばんの基本は、地域の皆さん方が主体で、そして、次代を担う若い人たちが一生懸命に取り組んでおる。この取り組みを応援していくことが大事だと思っておる次第でございますので、どうぞこれからもよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

本定例会では、去る5日の日に、全員協議会で概要をお聞き取りを賜ったわけであります。本日から開会にあたりまして、まずは提案説明を申し上げ、ご審議を賜ることになります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 坂本 稔記 議員 2番 南 雅彦 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から12月18日までの10日間を会期とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりです
ので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

報告第13号 令和7年度定期監査結果報告書 報告第14号 例月出納検査結果報告書
令和7年8月ないし10月分。報告第15号 議員派遣結果報告書を、また、まちづくり推進から推進課から、財政公表が提出されてますので、その写しをデータにて配布いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

を議題とします。町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日。年々、住民のニーズが多様化し、その内容も複雑化しております。

今回、本町の人権擁護委員として日頃からご活躍いただいている石橋昭美氏が、本年12月31日に任期満了となります。引き続き同氏が人権擁護委員に適任と考え、推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、補足説明は省略いたします。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。発言を許します。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

なお、本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、討論を省略します。

これから諒問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案の通り、推薦することに同意の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小林 豊） 起立全員です。従って、諒問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、原案の通り同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第71号から日程第6 議案第72号

○議長（小林 豊） 次に、日程第5 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、ないし日程第6 議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案第71号、町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職の給与改定において期末及び勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い町長、副町長及び教育長についても同様、現在の4.6月分から、4.65月分へと変更するために所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申

し上げます。

本議案は、令和7年的人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改正について、令和7年11月11日閣議決定されたことから、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が行われることとなったため、本町においても国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務防災課長から説明いたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 総務防災課内山課長

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案3ページから18ページ、条例改正新旧対照表3ページから6ページをお願いします。

本議案は、令和7年的人事院勧告に基づき、町職員についても国家公務員に準ずる措置を行いたく、条例の一部改正を行うものです。

新旧対照表の3ページをお願いします。第1条関係では、第7条の2で、医師の初任給調整手当の月額を41万6,600円から41万7,600円に改めるものです。

第10条第2項では、自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上の職員の通勤手当の額を、距離区分に応じて改めるものです。

第17条第2項では、期末手当の年間の支給月数を100分の2.5引き上げるため、本年12月に支給する期末手当の基礎額に乘じる月数を100分の125から100分の127.5に、第3項では、再任用職員の期末手当の基礎額に乘じる月数を年間100分の2.5引き上げるため、100分の70から100分の72.5にそれぞれ引き上げようとするものです。

第18条第2項第1号では、勤勉手当の年間の支給月数を100分の2.5引き上げるため、本年12月に支給する勤勉手当の基礎額に乘じる月数を100分の105から100分の107.5に、第2号では、再任用職員の勤勉手当の基礎額に乘じる月数を100分の50から100分の52.5にそれぞれ引き上げようとするものです。

次に、条例改正議案の5ページ以降をお願いします。

別表第1 行政職俸給表1については、一般職の給料の改正を。別表第2 医療職俸給表1については、医師の給料の改正を。別表第3 医療職俸給表2は、薬剤師、栄養士等の給料の改正を。別表第4 医療職俸給表3については、保健師、看護師等の給料を改正するものです。

次に、新旧対照表の5ページ中段以降をお願いします。

第2条関係では、令和7年12月に支給する期末手当および勤勉手当の月数について改正したものを、令和8年度においては、6月、12月の基礎額に乘じる月数を同じ月数にする改正を行うものです。

第17条第2項は、期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の126.25に、第3項では、再任用職員の期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の71.25に変更するものです。

第18条第2項第1号は、勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の106.25に、第2号では、再任用職員の勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の51.25に変更するものです。

次に、条例改正議案の18ページをお願いします。附則、第1条において、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するとしています。

第2項では、俸給表の改正は、令和7年4月に遡り適用し、期末手当、勤勉手当の改正については、令和7年12月1日から適用するとしています。

第2条では、本条例改正前に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしています。第3条では、規則への委任を定めています。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎日程第7 議案第73号から日程第9 議案第75号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7、議案第73 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ないし、日程第9 議案第75号、玉城町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題にします。町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に対応するため、所要の改正を行うものであります。なお、詳細は、保健福祉課、子ども子育て室長から説明をさせます。次に、議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。なお詳細は、保健福祉課子ども子育て室長から説明をさせます。次に、議案第75号 玉城町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。なお詳細は、保健福祉課子ども子育て室長から説明をさせます。

以上、ご審議の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 地域共生室、子ども子育て室 山口室長。

○地域共生室長（山口 成人） 地域共生室子ども子育て室長、山口。

議案73号及び議案74号、議案75号の3議案について、議案補足資料 条例改正新旧対照表に基づき、補足説明申し上げます。

議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 新旧対照表 7ページをご覧ください。

第12条の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が追加されたことに伴い、条例中当該部分を引用している、第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

これは、虐待対応を強化するもので、児童養護施設等の仕組みを、家庭的保育事業などに適用することにより、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務や、行政による事実確認と、迅速な介入が可能となり、子どもの安全な生活環境を強化するものです。

また、第17条の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、当該部分を引用している、第17条第2項を改正するもので、利用乳幼児に対し母子保健法に定める健康診査が行われ、当該健康診査が、利用開始時の健康診断、定期又は、臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、その乳幼児健康診査の結果を把握することで、当該健康診断の全部または一部を行わないことができる事を追加するものです。

次に、議案74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、新旧対照表 9ページでございます。

この改正についても、議案第73号でご説明申し上げました児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、虐待に関し、該当部分を引用している第12条中の「第33条の10各号」を「第33条の10第1項」に改めるものです。

続きまして、新旧対照表11ページ、議案75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についても同様に、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、虐待に関し、該当部分を引用している第25条を改正するもので、15条においては25条で「認定こども園法」を引用することより改めるものです。なお、これら3条例とも、施行日は公布の日からの施行とさせていただいております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第10 議案第76号

○議長（小林 豊） 次に、日程第10 議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、住民生活にとって重要なライフラインである下水道事業の経営基盤強化及び下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のために適正な使用料について検討、審議を重ねた結果、使用料の改定を行う必要が生じたこと、また、従来の料金区分のまま改定を行うことで一部の階層で料金が激変することから料金区分の細分化を行うため所要の整備を行うものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

それでは、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての補足説明を申し上げます。

条例改正議案28ページをご覧ください。

はじめに 第1条 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正および第3条玉城町公共下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。

公共下水道事業における汚水処理費用は、受益者の皆さまの下水道使用料でまかなうことが原則であるとともに、地方公営企業であることから独立採算制で運営することが求められています。しかしながら、当町の公共下水道事業では、令和6年度決算で汚水1立方メートルに要する汚水処理費用が約153円であったのに対し、得られた使用料収入は1立方メートルあたり約121円であり、汚水処理費用のうち、使用料収入でまかなっているのは約79.0%という状況です。

この不足分は、町税等公費からの補填、つまり一般会計からの繰入金により埋め合わせており、独立採算制が成り立っているとは言い難いのが現状でございます。

また、今後は、人口減少などによる使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う修繕等の維持管理費、改築更新費などの増加が見込まれ、経営環境はさらに厳しさを増していくと考えられます。

これらのことから、将来にわたって安定した下水道サービスの提供を持続するために、下水道使用料における基本料金、超過料金のすべての区分で約25%増加の改定をし、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

また、本改正により、従前の51立方メートル以上の区分において、他の区分と比べ改定幅が増加することから、この区分を51立方メートル以上100立方メートルまで、と101立方メートル以上の区分に細分化したこととしました。

つづきまして、第2条玉城町水道事業の設置に関する条例の一部改正についてご説明

申し上げます。

本改正にあっては、先に説明いたしました下水道使用料の改定による使用量区分の細分化に伴い、水道使用料においても使用量区分を改正するものです。

条例改正内容につきましては新旧対照表13ページをご高覧賜りますようお願いいたします。

以上 議案第76号の補足説明を終了いたします。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第11 議案第77号

○議長（小林 豊） 次に、日程第11 議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第77号 令和7年度玉城町火入れに関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁から、消防防災対策の推進についての通知が出され、伊勢市火災予防条例が改正されることを受けて、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細には、産業振興課長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 産業振興課、里中参事。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長、里中。

それでは議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

改正内容を申し上げる前に、本議案に至るまでの経過を少しお話します。令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、7月1日には、国の防災基本計画の林野火災編が見直され、その後、消防庁が、消防防災業務計画の見直しを行い、8月29日には消防庁から、各地方公共団体に向けて、消防防災対策の推進についての通知が出されました、通知には、各市町村において火災予防条例に基づき、林野火災注意報の的確な発令に努めること、と記されており、それを受けまして消防事務委託先の伊勢市が、火災予防条例に改正を加えることから、今回の条例の一部改正に至っています。

それでは、条例改正議案31ページからと条例改正新旧対照表15ページをご覧ください。

説明は、新旧対照表にてご説明申し上げます。

第14条第1項で、強風と乾燥には警報がございませんので削除させていただきたいのと、林野火災注意報を追加させていただきました。

同条第2項で、気象庁は発令ではなく発表を用いるということでございますので、発表を追加しています。

第15条・第16条につきましては、消防本部におきまして、町長と同等の役職は、消防署長ではなく、消防長でございますので、今回修正をかけるものです。

施行期日については、令和8年1月1日からとなります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第12 議案第78号ないし日程第20 議案第86号

○議長（小林 豊） 次に、日程第12 議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第20 議案第86号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求める。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,870万8,000円を追加し、予算総額81億1,434万2,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税では固定資産税家屋の見込みにより増額、また、地方交付税については、特別交付税の増額を見込み、国庫支出金では、民生費国庫負担金の増額、国庫補助金において、国の7年度補正予算案閣議決定、国会提案に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額計上のはか、事業費等の内示及び追加要望等により増減しております。

県支出金では、総務費県補助金において、いのちを守る防災・減災総合県補助金を増額計上のはか、国庫同様、事業費等の見込みにより増減しております。

諸収入では、今年度、三重地方税管理回収機構人件費収入を新規計上しています。町債については、各事業の精査により増減しております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等を各科目で調整しております。総務費では、財政電算機導入業務委託料の組替え計上、また、交通安全対策工事請負費を増額計上、民生費では、各国民健康保険特別会計ほか、各特別会計への繰出金、心身障害者福祉費で扶助費を実績見込みにより増額計上しております。商工費では、歳入で申し上げました重点支援地方交付金を活用した、物価高騰対策キャンペーン事業負担金を増額計上するほか、春の田丸城跡ライトアップ経費を増額計上、土木費では、道路橋梁費における補助事業の申請による増額、施工時期平準化による道路工事請負費の増額のほか、土地購入費を計上しております。消防費では、災害対策費で備品購入費を増額、教

育費では、小学校費及び中学校費で修繕費を増額計上のほか、教育用タブレット端末の更新設定業務委託料を新規計上、また、物価高騰に伴う学校給食補助金を増額しております。諸支出金では、介護老人保健施設事業会計への繰出金を補正しております。その他、事業の実施時期など諸般の事情により、繰越明許費の設定をしております。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、主に保険給付費の増加に伴う県支出金の増額及び保険基盤安定制度繰入額確定に伴う補正並びに人事院勧告に伴う人件費の精査を行うもので、歳入歳出それぞれ2,631万1,000円を増額し、予算総額を16億143万4,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査、及び9月2日のアスピア玉城への落雷被害に伴う修繕料、並びにふるさと味工房、レストランリニューアルオープンに伴う備品購入費を追加計上するもので、歳入歳出それぞれ724万3,000円を増額し、予算総額を5,588万1,000円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に法改正に伴うシステム改修費の増額及び令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査により関係各科目的補正を行うもので、歳入歳出それぞれ80万6,000円を増額し、予算総額を16億5,544万9,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に法改正に伴うシステム改修費の新規計上による事務費繰入金の増額及び前年度繰越金の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ367万9,000円を増額し、予算総額を3億7,747万1,000円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第83号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、機器整備として備品購入費及び令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査により関係各科目的補正を行うものです。収益的収支において、支出で1,092万2,000円を増額し、8億5,885万円とするものであります。また、資本的収支において

ては、収入で1,930万円を増額し、2億2,983万1,000円に、支出で1,931万円を増額し、2億6,177万3,000円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第84号 令和7年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年度人事院勧告に伴う人件費の精査及び修繕費にかかる補正となります。収益的支出において、259万3,000円を増額し、水道事業費用の予算総額を3億1,069万5,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、他会計補助金として一般会計からの運営費補助及び令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査により関係各科目の補正を行うものです。収益的収支において、収入で2,042万9,000円を増額し、4億677万3,000円に、支出で687万8,000円を増額し、4億2,043万6,000円とするものであります。また、資本的収支においては、収入で381万5,000円を減額し、452万4,000円に、支出で381万5,000円を減額し、508万8,000円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第86号 令和7年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査及び管渠、処理場施設にかかる工事請負費にかかる補正となります。収益的支出は、26万4,000円を増額し、下水道事業費用の予算総額を6億5,704万6,000円とするものであります。

また、資本的収支では、収入においては234万3,000円を増額し、2億4,059万9,000円とし、支出においては333万9,000円を増額し、5億7,326万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明いたさせます。

以上、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長、田間。

議案第78号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億7,870万8,000円の追加、予算総額を81億1,434万2,000円とするものであります。同条第2項に規定する3ページからの 第1表歳入歳出予算補正 につきましては、11ページから 岁入歳出補正予算事項別明細書

により説明させていただきます。

第2条、第3条及び第4条につきましては、8ページ第2表から順次ご説明しますので、8ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、予算を翌年度に繰り越し執行可能とするもので、1追加で6事業計上しています。

まず、2款総務費、1項総務管理費、レジリエンス推進事業1,310万円は、町単独で実施する工事、修繕等を次年度執行可能とするもの、交通安全交付金事業1,180万円は、点字ブロック修繕、グリーンペイント設置にかかる工事で施工時期の平準化を図るもので、本年度内に発注し年度間調整するものであります。

7款商工費、1項商工費、商工振興経費3,000万円は、物価高騰対策の事業清算期間の関係からによるもの。

8款土木費、2項道路橋梁費の道路維持修繕事業、道路新設改良事業の2事業については、いずれも施工時期の平準化を図るもので、本年度末までの発注、次年度にかけて施工いたしたく年度間調整するものでございます。次の防災安全交付金事業は、国への追加要望、翌年度施工の前倒しによるもので、繰越明許の手続きをお願いするものであります。9ページ、第3表債務負担行為の補正 1追加 3. 町広報紙印刷編集業務については、今年度契約期間が終了することから、今年度中に契約準備を進め、次年度からの3年分の契約限度額、債務負担行為をお願いするもので、1,800万円を計上、4. 中央公民館窓口等業務、5. トレーニングセンター窓口業務においても、同様の理由で、中央公民館については1,920万円、トレーニングセンターは1,630万円を計上をいたしております。

次に、第4表地方債補正 1変更 1公共事業等債につきましては、防災安全交付金事業、道路メンテナンス事業の内示及び追加要望見込みに伴う増減により1,210万円を増額し、補正後限度額を6,470万円とするものであります。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。13ページをお願いします。

1款2項1目 固定資産税においては、現年課税分の調定見込に伴い、452万5,000円の増額で、これは概ね個人・法人新築に伴う固定資産税家屋の増額、償却資産は半島振興法による不均一課税の確定による減額であります。

12款1項1目地方交付税では、普通交付税の追加交付及び特別交付税分6,700万円を増額計上いたしております。14ページからの16款、17款の国県支出金は、その多くが国県の内示、事業費の精査による財源補正であり、主なものといたしましては、16款1項1目民生費国庫負担金、2節保険基盤安定制度国庫負担金は、額の確定に伴うもので、234万7,000円の増額計上、3節障害者福祉費国庫負担金は、障害者介護給付費等実績見込みにより、2,212万1,000円の増額計上であります。

次に、同款2項1目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度事業費等国庫補助金は、戸籍システムの国籍地域対応業務が補助対象とならなかつたこと等による実績精

査により、238万7,000円の減額、2節地方創生交付金は、国において、現在審議中の7年度補正予算案にて、重点支援地方交付金が措置されていることに伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を3,380万円増額計上しています。同款2項2目民生費国庫補助金、3節の子ども・子育て支援事業費国庫補助金は、子ども・子育て支援金制度の施行に向けた国民健康保険、後期高齢者医療保険特別会計システム改修に伴うものとして228万7,000円増額、15ページ、4目土木費国庫補助金、1節道路整備事業国庫補助金は、防災安全交付金の追加要望及び道路メンテナンス事業費補助金の内示による減額、相殺し、節で1,646万4,000円の増額計上であります。17款県支出金、1項2目民生費県負担金は、国費と連動し計上いたしております。同款2項1目総務費県補助金では、避難所運営対策備品購入に伴う、いのちを守る防災・減災総合県補助金300万円を増額計上。16ページ、6目教育費県補助金では、教育用タブレット端末更新整備にかかる実績精査で328万9,000円の減額、22款5項1目1節総務管理費収入は、今年度、三重地方税管理回収機構へ派遣しています職員にかかる人件費収入491万6,000円及び、公共施設アスピア玉城落雷被害に伴う建物災害共済受入金60万円を新規に計上いたしております。

23款1項町債3目土木債については、第4表地方債補正で説明申し上げたもので、国の内示及び追加要望により増額計上をいたしたものであります。

次に、歳出の説明を申し上げますが、歳出の各費目における正規職員及び会計年度任用職員の人事費関係につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び今年度の実績見込として、人件費を調整精査し、各科目にて補正しています。

これらは、各科目にわたりますので、説明は省略させていただきます。また、執行実績見込により精算するものが多くございますので、新規計上及び主なものの説明とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、17ページの1款議会費、2款総務費の人件費は省略し、18ページをお願いします。2款総務費、1項、1目一般管理費の13節の住民情報システムハード使用料55万9,000円については、自治体情報システムの標準化に伴う追加経費を増額計上、次に3目財政管理費、19ページになります。12節の財政電算機導入業務委託料983万4,000円は、職員の業務用パソコンの機器更新に伴う経費を13節賃借料からの組み替えにより新規に計上しています。5目財産管理費、17節備品購入費100万円については、庁舎レジリエンス推進事業に合わせて庁舎会議室イス等を更新する費用を増額計上しています。

20ページをお願いします。7目交通安全対策費では、第2表繩越明許費補正で説明申し上げました、点字ブロック修繕、区画線・グリーンペイント設置にかかる交通安全対策工事請負費1,000万円の増額、8目地域情報化推進費では、13節使用料及び賃借料で、ガバメントクラウド標準化に伴う利用料を実績見込みによる精査で、1,528万円を減額、20、21ページ、10目地方創生推進費においては、契約に伴う精査、実績見込みにより説明欄記載のとおり減額しています。22ページをお願いします。同款2項徴税費、2目賦課徴収費、22節過誤納還付金では、個人及び法人町民税の還付実績により502万4,000円

を増額計上しています。同款3項、1目戸籍住民基本台帳費では、12節にて法改正に伴う戸籍情報システムの共同親権対応として、戸籍システム改修業務委託料187万8,000円を増額計上、そのほか、23ページにかけて実績見込み等により説明欄記載のとおり増減しています。23ページから24ページ、5項統計調査費は、実績を見込んだ組み替え補正をしています。24ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、1節の地域福祉計画策定委員会報酬は、努力義務となっている地域福祉計画を、令和8年度策定に向け、今年度委員会1回分の3万5,000円を新規計上、25ページ、同目27節繰出金で、国保、介護保険特別会計へ各費目間繰出を調整、また子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修に伴う経費を新たに加え、節で1,308万3,000円を増額計上しています。5目国民年金費は、26ページをお願いします。12節の電算業務委託料は、税制改正に伴う年金生活者支援給付金機能対応として、30万5,000円を新規計上、7目心身障害者福祉費、19節は障害者介護給付費及び障害児通所給付費で4,424万2,000円、また、8目福祉医療費、19節の子ども医療費147万8,000円の増額は、実績見込みにより増額計上しています。27ページ、同款2項2目児童福祉施設費、10節の修繕料122万円は、外城田保育所のテラスマット取替修繕及び遊戯室LED照明の増設、下外城田保育所の窓ガラス修繕等を計上しています。28ページをお願いします。4款衛生費1項2目予防費、12節の電算業務委託料にて、妊婦のための支援給付費にかかるシステム改修費用として78万1,000円を新規計上、3目環境衛生費では、12節にて業者変更に伴い、町指定ごみ袋保管運搬委託料20万9,000円を新規計上しています。

6款農林水産費、1項農業費は、30ページをお願いします。3目農業振興費、18節の食料自給力向上対策交付金も、実績見込みにより182万2,000円の減額、31ページ、7款1項商工費、2目商工振興費、12節田丸城跡ライトアップ等事業委託料210万円は、来年春の田丸城跡桜、石垣等のライトアップにかかる経費として増額計上、18節物価高騰対策キャンペーン事業負担金は、歳入で説明申し上げた、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策の、たまネーポイント還元キャンペーン実施経費として3,000万円を増額、27節繰出金は、山村振興事業特別会計へ724万3,000円の増額をいたしております。主には、ふるさと味工房アグリの内装改修に伴う備品購入費であります。

32ページをお願いします。8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、工事請負費にて、道路メンテナンス事業の事業内示による1,350万円の減額はあるものの、町単独事業にて施工時期の平準化を図る分として、1,850万円を計上することにより相殺し、500万円を増額計上しています。3目道路新設改良費においては、防災安全交付金事業の追加要望見込みにより、12節委託料で482万2,000円の増額、14節工事請負費では3,861万3,000円を増額するとともに、町単独事業の施工時期の平準化を図る分として2,232万円を計上し、合わせて道路改良等工事請負費6,093万3,000円を増額計上。

33ページをお願いします。同目16節土地購入費は、町道下田辺第1号線道路改良事業にかかるものとして390万1,000円を新規計上。同款3項1目河川総務費では、実績精査

により事業費の組み替え等を行っています。34ページをお願いします。同款4項1目都市計画総務費では、地籍調査の再立会や地図訂正業務などに伴います、地籍調査遅延業務委託料130万円の増額のほか、実績見込みにより、説明欄記載のとおり増減をいたしております。

次に、5項2目住宅対策費では、実績見込みにより木造住宅耐震補強事業補助金など218万9,000円を増額計上しています。35ページ、9款1項消防費4目災害対策費、17節備品購入費600万円は、避難所用パーテーションやベッドなどを整備する経費で2分の1はいのちを守る防災・減災総合県補助金を活用いたします。5目防災対策費、18節の自主防災推進事業補助金は、実績見込みにより102万3,000円を増額をいたしております。36ページをお願いします。10款教育費2項小学校費、1目学校管理費、10節の修繕料122万3,000円は、外城田小学校図工準備室の漏水補修、下外城田小学校教室の漏水補修のほか各小学校の修繕経費を増額、同節光熱水費は、各小学校の電気代及び下水道料の実績見込みにより154万5,000円を増額、給食関係修繕料は、外城田小学校給食室天井漏水補修、田丸小学校給食室仕切弁取替修繕等にかかる費用を184万5,000円増額計上しています。12節の端末更新設定業務委託料は、今年度更新購入しました教育用タブレット端末の設定構築費用として、322万6,000円を新規計上。18節の学校給食補助金は、食材の物価高騰により現状での学校給食維持が困難であることから補助金を児童1月あたり1千円から1,600円に増額し、273万7,000円を追加計上しています。学校給食補助金は、保護者負担軽減、生活支援分と合わせて一人月2,600円の助成となります。これにつきましても重点支援地方交付金を活用する予定であります。37ページお願いします。同款3項中学校費、1目学校管理費では、10節にて、武道場雨漏り修繕等にかかる修繕料72万1,000円を増額、電気代等光熱水費を実績見込みにより増額、小学校費同様、12節にて端末更新設定業務委託料を新規計上、また、18節の学校給食補助金につきましても、小学校同様物価高騰分として132万9,000円を増額計上しています。

次に、4項社会教育費、38ページからの5項保健体育費は、実績見込みにより説明欄記載のとおり増減しています。39ページをお願いします。12款1項公債費は、起債借入の実績、今年度分の見込みにより元金は減額、利子は300万円を増額計上。13款諸支出金、1項公営企業費、3目介護老人保健施設事業会計支出金では、運営補助として3条会計繰出金2,000万円の追加、40ページ、14款予備費は、財源調整で913万4,000円を減額し、補正後予算額を2,578万9,000円といたしましたところであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 提案理由の補足説明の途中ではございますが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の補足説明を求めます。

保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

所管いたします議案第79号、81号、82号の3議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第79号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正予算は、主に保険給付費の増加に伴う県支出金の増額及び保険基盤安定制度繰入額確定に伴う補正並びに人事院勧告に伴う人件費の精査を行うものであります。予算書7ページ、歳入をご覧ください。3款県支出金、1項県補助金は、療養費及び高額療養費などの保険給付費の増加に伴い、県補助金を増額しています。5款繰入金、1項他会計繰入金では、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査による事務費繰入金のほか、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、保険基盤安定制度繰入金などの算定結果に基づき増額を行っております。また、令和8年度から保険料に上乗せするかたちで徴収が開始される子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修経費に係る繰入金を新規に計上し、合わせて1,040万8,000円を増額しております。8款国庫支出金、1項国庫補助金では、マイナ保険証に関する周知広報事業に係る補助金を新規に計上しております。

8ページ 歳出をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査による補正及び子ども・子育て支援金に係るシステム改修委託料35万8,000円を新規に計上いたしております。8ページから9ページにかけまして、2款保険給付費、1項療養諸費から、5項葬祭費では、これまでの給付実績と今後の見込みを勘案し、説明欄記載のとおり増額しています。10ページ、3款国民健康保険事業納付金では、1項医療給付費分から、3項介護納付金分まで、歳入の一般会計繰入金の各項目の補正に伴い、財源内訳を変更し、11ページ、8款予備費において952万4,000円増額し、調整をいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。

続きまして、議案第81号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に法改正に伴うシステム改修費の増額及び令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査を行うものであります。

予算書7ページ 歳入をご覧ください。2款国庫支出金、3款支払基金交付金及び4款県支出金では、歳出における地域支援事業費の精査により国県等の交付金を増減しています。8ページ、6款繰入金、1項一般会計繰入金においては、令和7年人事院勧告に伴う介護担当職員の人件費及び事務費の精査により予算の増減をしています。

9ページ 歳出をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費では、令和7年人事

院勧告に伴う人件費の精査及び税制改正に伴うシステム改修費を新規に計上しています。同款3項、介護認定審査会費及び10ページ、3款地域支援事業費、1項地域支援事業費におきましても、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査及び介護保険システム標準化に係る使用料を増額計上し、11ページ、7款予備費において、60万8,000円増額し調整をいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。

続きまして、議案第82号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に法改正に伴うシステム改修費の新規計上による事務費繰入金の増額及び前年度繰越金の補正を行うものであります。

予算書7ページ 歳入をご覧ください。3款繰入金は、事務費繰入金において、国保同様に子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修経費に係る繰入金を193万円増額いたしております。5款繰越金では、前年度決算に基づき、174万9,000円を増額し、補正後の予算額を550万9,000円としています。8ページ歳出をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費では、子ども・子育て支援金に係るシステム改修委託料193万1,000円を新規に計上し、4款予備費において、174万8,000円を増額し調整をいたしております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中参事

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長、里中。

それでは産業振興課が所管いたします議案第80号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、7ページをお開きください。2、歳入の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の増額は、歳出の合計金額、724万3,000円を、一般会計より繰り入れようとするものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。3、歳出の1款管理運営費、1項運営費、1目管理運営費、1節報酬・会計年度任用職員報酬の増額、89万円は、人事院勧告に伴うもので、10節 需用費・修繕料の増額、107万円は、9月2日夜の落雷に伴うもので、ふれあいの館、配電盤、源泉ポンプ、電話機などが災害にあいまして、その修復に伴うものです。12節 委託料・看板デザイン業務委託料の、25万円は、アスピア玉城の案内地図修繕に係るもので、修繕料からの組み換えです。17節 備品購入費の503万3,000円は、4月にリニューアルオープン予定の、ふるさと味工房レストランに伴う備品購入費を計上するもので、主なものは、テーブルや椅子、また、調理場改修に伴う調理場の備品、ガステーブルや調理台、作業台などの購入を予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長

○病院老健事務局長（竹郷 哲也）病院老健事務局 竹郷。

それでは所管いたします、議案第83号、85号の2議案について補足説明をさせていただきます。議案第83号 令和7年度 病院事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査と、電子カルテ導入に関する機器整備のための備品購入費などを含めました関係各科目的補正を図ったものであります。予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず第2条、主な建設改良事業におきましては、機器整備として、電話交換設備と医療用ナースカートの購入費用を補正計上しております。続いて第3条、収益的収入及び支出におきまして、支出で1,092万2,000円を増額し、総額を8億5,885万円といたすものであります。この詳細につきましては、3ページからの補正予算（第1号）実施計画によりご説明申し上げます。3ページ実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出、支出でございますが、第1項の医業費用につきましては、1目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定として人件費の調整精査と外来診療及び宿日直への医師派遣による報酬の年間精査をあわせまして、1,092万2,000円の増額といたすものであります。予算書1ページへお戻りいただきますようお願いします。

次に、第4条、資本的収入及び支出におきまして、収入で1,930万円を増額し、総額を2億2,983万1,000円に、支出で1,931万円を増額し、総額を2億6,177万3,000円といたすものであります。この詳細につきまして、説明申し上げます。4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、支出の第1項 建設改良費として、今年度整備予定のナースコールシステムと連携連動されることから電話交換設備の更新と電子カルテ用のノートパソコン端末を移動させる医療用ナースカートの整備などに係る購入費用として1,931万円の増額。続いて、収入につきましては、3項 他会計補助金は、電子カルテシステム導入に対して、国民健康保険の特別調整交付金補助を申請予定であり、国保会計からの繰入金として、4,000万円の新規計上。2項企業債は、支出の備品購入費 1億9,791万円を起債借入額としますが、国保特別調整交付金の補助4,000万円を差し引いた1億5,790万円を起債借入額といたすものであります。

2ページへお戻りいただきますようお願いします。第5条は、起債の限度額を1億7,860万円から1億5,790万円といたすものであります。

次に、第6条及び第7条でございますが 先ほど申し上げました、今回の補正予算によりまして、既決予定額を各々改めるものでございます。

次に、第8条債務負担行為補正につきましては、5ページをお開きいただきますよう

お願いいいたします。玉城病院給食業務を令和8年度から令和10年度まで、限度額5,940万円にて委託しようとするもので、今年度に受託者を決定し、令和8年4月1日に業務を開始いたしたく、計上するものであります。また、玉城病院産業廃棄物収集運搬、処分業務として、限度額2,040万円、玉城病院 施設清掃業務として 限度額4,752万円につきましても、給食業務と同様であります。また、予算書6ページには、令和7年度玉城町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 を掲げておりますので、ご高覧たまわりますようお願い申し上げます。

以上 議案第83号 令和7年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業会計と同様に、令和7年人事院勧告に伴う人件費の精査を含めました年間の支出予算の調整と一般会計からの運営費補助を増額補正いたすものであります。予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入で2,042万9,000円を増額し、総額を4億677万3,000円に、支出で687万8,000円を増額し、総額を4億2,043万6,000円といたすものであります。この詳細につきましては、3ページからの補正予算（第1号）実施計画によりご説明申し上げます。3ページ実施計画をお開き頂きますようお願いいたします。収益的収入及び支出、まず収入ですが、6項 営業外収益につきましては、2目他会計補助金として一般会計からの運営費補助2,000万円の増額、5目補助金としてオンライン資格確認導入に伴う交付金42万9,000円を計上するものであります。

続きまして、各事業費用も各項・各目にわたり給与費、経費等を備考欄記載の内容で精査をいたしております。各項1目給与費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定として、人件費を調整精査し補正しています。1項施設営業費用の経費につきましては、修繕費として、空調設備の不具合、消防用設備の取り換えなどの修繕188万1,000円の増額、賃借料29万3,000円の増額につきましては、介護保険サービス事業所の業務支援システムの更新として起債を借入れ、整備するよう当初予算で計上していましたが、起債対象外となつたことからリース契約といたすものであります。4ページをお開き頂きますようお願いいたします。2項 通所営業費用の経費につきましては、修繕料としてネットワーク配線の不具合による修繕などで22万3,000円の増額。3項 訪問看護営業費用の経費につきましては、オンライン資格確認の光回線使用料として、通信運搬費を13万円増額いたすものであります。1ページへお戻りいただきますようお願いします。

次に、第3条資本的収入及び支出におきまして、収入で381万5,000円を減額し、総額を452万4,000円に、支出で381万5,000円を減額し、総額を508万8,000円といたすもので

あります。この詳細につきまして説明申し上げます。5ページをお開きいただきますようお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、支出の第1項建設改良費として、介護保険サービス事業所の業務支援システムの更新として起債を借入れ、整備するよう当初予算で計上していましたが、起債対象外となつたことからリース契約といたしますため、381万5,000円の減額。また、収入につきましても、3項企業債を381万5,000円減額いたしております。2ページへお戻りいただきますようお願いします。第4条は、起債の借入額を777万5,000円から396万円といたすものであります。

次に、第5条及び第6条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして、既決予定額を各々改めるものでございます。次に、第7条債務負担行為補正につきましては、6ページをお開きいただきますようお願いいたします。ケアハイツ玉城 給食業務を、令和8年度から令和10年度まで、限度額5,940万円にて委託しようとするもので、今年度に受託者を決定し令和8年4月1日に業務を開始いたしたく、計上するものであります。また、ケアハイツ玉城 産業廃棄物収集運搬、処分業務として限度額1,110万円、ケアハイツ玉城 施設清掃業務として限度額1,782万円につきましても、給食業務と同様であります。また、予算書7ページに、令和7年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予定キャッシュ・フロー計算書を掲げておりますので、ご高覧たまわりますようお願い申し上げます。

以上、議案第85号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 上下水道課 上村課長

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長 上村。

それでは所管をいたします2議案について補足説明をいたします。

議案第84号 令和7年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。1ページをお開き下さい。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の算定見直し、また修繕費の増額に伴うもので、第2条から第3条において関連する科目的予定額を補正するものです。詳細について、3ページをお開き下さい。

収益的収入に補正はなく収益的支出で、1項営業費用、1目原水費では、職員給与、手当および法定福利費等を、40万4,000円増額、また、修繕工事の内容精査に伴い、修繕費を31万円増額し、2目配水費では、修繕工事の施工件数増加見込みに伴い、修繕費を157万7,000円増額、4目総係費では職員給与、手当および法定福利費等を30万2,000円増額計上し、事業費用総額を3億1,069万5,000円とするものです。なお、資本的収入および支出について補正はございません。

以上、議案第84号の補足説明といたします。

つづきまして、議案第86号 令和7年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）に

について補足説明を申し上げます。1ページをお開き下さい。

今回の補正は人事院勧告に基づく人件費の算定見直し、工事請負費及び修繕費の増額に伴い、第2条から第4条において関連する科目的予定額を補正するものです。詳細については、3ページをお開き下さい。

収益的収支において収益的収入に補正ではなく収益的支出で、1項営業費用、3目総係費では職員給与、手当および法定福利費等を26万4,000円増額し事業費用総額を6億5,704万6,000円とするものです。つづきまして、下段、資本的収支において、資本的収入で、3項負担金、1項工事負担金において、宮古土地改良区事業区域内におけるマンホールポンプ制御盤移設に伴う補償費として234万3,000円を増額計上、総額を2億4,059万9,000円とし、資本的支出において、1項建設改良費、1目管路施設費において投込式水位計取替工事費として144万円を増、2目処理場施設費では三郷畠田処理場の電動弁取替修繕費として189万9,000円を増額計上し、事業費総額を5億7,326万2,000円とするものです。

以上、議案第84号および第86号の補足説明といたします。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願ひいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日10日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前10時37分 散会）